カドミウム又はその化合物	（略）	日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の十四に定める方法
鉛又はその化合物	（略）	日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の十三に定める方法
六価クロム化合物	（略）	日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の二十四・三に定める方法
砒素又はその化合物	（略）	日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の二十に定める方法
セレン又はその化合物	（略）	日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の二十六・二又は二十六・三に定める方法
ほう素又はその化合物	（略）	日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の五・二、五・五又は五・六に定める方法
ふっ素又はその化合物	（略）	日本産業規格Ｋ〇一〇二―二の五・三又は五・五に定める方法
備考　（略）		

カドミウム又はその化合物	（略）	日本産業規格Ｋ〇一〇二（以下「規格」という。）五十五に定める方法
鉛又はその化合物	（略）	規格五十四に定める方法
六価クロム化合物	（略）	規格六十五・二に定める方法
砒素又はその化合物	（略）	規格六十一に定める方法
セレン又はその化合物	（略）	規格六十七・二又は六十七・三に定める方法
ほう素又はその化合物	（略）	規格四十七・一若しくは四十七・三に定める方法又は日本産業規格Ｋ〇一〇二四十七・四に定める方法
ふっ素又はその化合物	（略）	規格三十四・一に定める方法又は昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号付表七に掲げる方法
備考　（略）		

附　則

この告示は、公布の日から適用する。ただし、第一条の改正規定は、令和七年十月一日から適用する。

○環境省告示第六十四号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第六号）第四条の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和四十八年二月環境庁告示第十四号）の一部を次のように改正し、令和七年十月一日から適用する。

令和七年七月二十八日

環境大臣　浅尾慶一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
第一　検液の作成	第一　検液の作成
一　水底土砂等（汚泥及び汚泥を処分するために処理したもの（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、一・二―ジクロロエタン、一・一―ジクロロエチレン、シス―一・二―ジクロロエチレン、一・一・一―トリクロロエタン、一・一・	一　水底土砂等（汚泥及び汚泥を処分するために処理したもの（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、一・二―ジクロロエタン、一・一―ジクロロエチレン、シス―一・二―ジクロロエチレン、一・一・一―トリクロロエタン、一・一・